

本事業に関連する制度のご案内

住宅リフォーム減税制度

住宅リフォームを行うと、要件を満たす場合は税の優遇を受けることができます。
優遇を受けることができる税の種類は、次の通りです。

所得税

贈与税

固定資産税

登録免許税

問い合わせ先

【所得税・贈与税・登録免許税】お住まいを管轄する税務署

【固定資産税】各市町の担当窓口

国土交通省ホームページ

減税制度 国交省

耐震改修工事をしたいとき

耐震改修工事を行う前には、耐震診断が必要になります。「佐賀県木造住宅耐震診断登録建築士」によって耐震診断を行った住宅で、所定の耐震改修工事を行う場合には、加算補助の対象となり、基本補助にプラスして10万円が加算されます。「佐賀県木造住宅耐震診断登録建築士」について、詳しくは、以下の問い合わせ先までご連絡ください。

※耐震診断に係る費用については、今回の補助事業の対象となりませんが、市町によっては補助制度がありますので、同様に以下の問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先

佐賀県土木整備部建築住宅課建築指導担当

TEL/0952-25-7165

メール/kenchikujuutaku@pref.saga.lg.jp



専門家に相談したいとき

「佐賀県安全住まいづくりサポートセンター」では、住まいづくりに関する様々な事項について、無料現地相談を実施しています。

工事の内容や見積の見方、設計施工などについて、登録サポーター建築士が現地に赴いて相談に応じます。

問い合わせ先

佐賀県安全住まいづくりサポートセンター

TEL/0952-22-3541

FAX/0952-22-3668

ホームページ

さが 安心 住まい



各種瑕疵担保保険のご案内

国土交通省が指定した住宅専門の保険会社において中古住宅・空き家などの「既存住宅」の取引や、リフォーム工事の安心を高める保険制度が用意されています。

既存住宅売買瑕疵担保保険

リフォーム瑕疵担保保険

問い合わせ先

住まいのあんしん総合支援サイト(国土交通省ホームページ内)

住まい 総合支援

介護保険を利用したリフォームを実施したいとき

本補助制度との併用ができない市町もありますので、事前に市町担当窓口にご確認ください。

介護保険の給付を受ける場合は、お住まいの市町(地域)の「地域包括支援センター(おたっしゃ本舗)」へご相談ください。

問い合わせ先

地域包括支援センター

ホームページ

さが おたっしゃ本舗

住宅金融支援機構のご案内

本補助制度を活用して住宅取得を行うことにより、住宅金融支援機構が提供する【フラット35】(長期固定金利住宅ローン)で金利優遇を受けられる場合があります。

問い合わせ先

住宅金融支援機構 お客様コールセンター

TEL/0120-0860-35

ホームページ

フラット35



子育てし大県“さが” kosodate shitaiken "SAGA"

「すまいる」支援事業

第1回目募集 平成29年6月1日(木)~22日(木)

第2回目募集 平成29年9月頃予定

佐賀県は

子育てしやすい居住環境づくりを推進するため、
子育て世帯^{※1}の住まいづくりを応援します。



こんな方へ!

補助金対象者チェック表

- 子育て世帯を含む三世代で同居・近居^{※2}を行うため、住宅を新築(もしくは購入)したい
- 子育て世帯を含む三世代で同居・近居を行うため、中古住宅を購入し、リフォームしたい
- 子育て世帯を含む三世代で同居を行うため、今、住んでいる(住む予定のある)住宅をリフォームしたい
- 子育てを行うため、戸建て空き家を購入し、リフォームしたい
- 所有する戸建て空き家をリフォームして、子育てを行う方に貸したい

CHECK!

※1 子育て世帯とは、満18歳未満(平成29年4月1日時点)の子ども(妊娠中も含む)がいる世帯

※2 近居とは、親子と子の祖父母が同一小学校区内に住むこと 又は、住宅の敷地の最短直線距離が概ね2キロメートル以内に住むこと

上記のいずれかに該当する方は、補助金対象者かもしれません。
詳しい条件等は、中身をチェック!!



佐賀県子育て応援キャラクター
さがっぴい

申請等に必要な様式や手続き等は、下記へお問い合わせください。

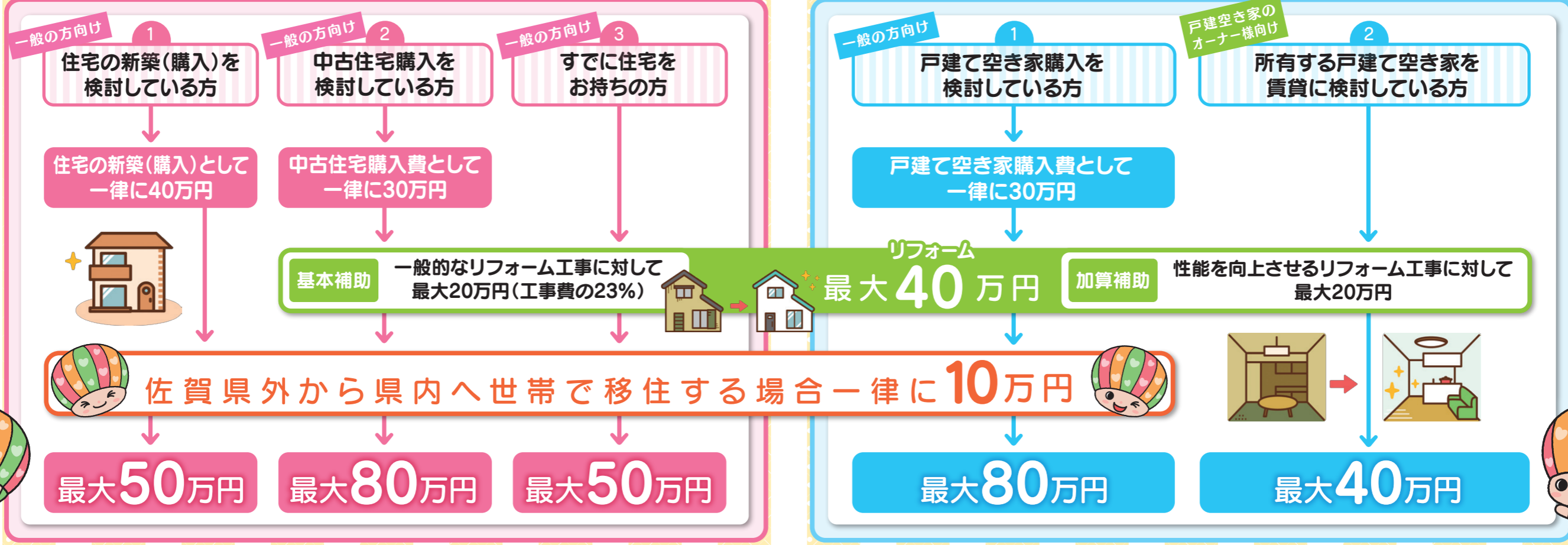
佐賀県土木整備部 建築住宅課 住宅計画担当

●TEL/0952-25-7165 ●受付時間/8:30~17:00(土・日・祝日、年末年始を除く)

●メール/kenchikujuutaku@pref.saga.lg.jp

佐賀県 すまいる

\\ 選べる子育て世帯の住まいサポートメニュー //



※子育て世帯とは、満18歳未満(平成29年4月1日時点)の子ども(妊娠中も含む)がいる世帯

サポートを受けるための諸条件

- A-① 住宅の新築(購入)**
- 子育て世帯を含む三世帯(親子及び子の祖父母)で同居・近居(注1)をすること
 - 世帯主の前年の合計所得金額が500万円未満であること
 - 平成30年2月28日までに工事を完了し、三世帯同居・近居を開始できること
 - 長期優良住宅、又は、設計住宅性能評価により長期優良住宅と同等の性能を有する住宅であること
 - 戸建て住宅の場合は、延床面積100㎡(近居の場合は75㎡)以上であること
 - 共同住宅(長屋も含む)の場合は、延床面積75㎡(近居の場合は55㎡)以上であること
- A-② 中古住宅(注2)購入+リフォーム**
- 子育て世帯を含む三世帯(親子及び子の祖父母)で同居・近居(注1)をすること
 - 世帯主の前年の合計所得金額が500万円未満であること
 - 平成30年2月28日までに工事を完了し、三世帯同居・近居を開始できること
 - 劣化状況などの現況調査が実施された住宅、又は、購入後に実施する住宅であること
 - 購入に要する費用が300万円以上の住宅であること
 - 戸建て住宅の場合は、延床面積100㎡(近居の場合は75㎡)以上であること
 - 共同住宅(長屋も含む)の場合は、延床面積75㎡(近居の場合は55㎡)以上であること
 - 昭和56年以前の旧耐震基準で建築されたものである場合、耐震性能を有すること(今回の補助事業の中で、耐震改修工事を実施する場合は可能とする)
 - 全体のリフォーム工事に要する費用は、50万円以上であること(リフォームは、中古住宅を購入される場合に限り)
- A-③ 既存住宅のリフォーム**
- 子育て世帯を含む三世帯(親子及び子の祖父母)で同居をすること
 - 世帯主の前年の合計所得金額が500万円未満であること
 - 平成30年2月28日までに工事を完了し、三世帯同居を開始できること
 - 戸建て住宅の場合は、延床面積100㎡以上であること
 - 共同住宅(長屋も含む)の場合は、延床面積75㎡以上であること
 - 昭和56年以前の旧耐震基準で建築されたものである場合、耐震性能を有すること(今回の補助事業の中で、耐震改修工事を実施する場合は可能とする)
 - 全体のリフォーム工事に要する費用は、50万円以上であること
- 近居**
- 親子宅
同一小学校区
子の祖父母宅
- 概ね2km以内

一般的なリフォーム工事とは… 外壁の塗替え、屋根のふき替え、畳替え、クロス張替え、トイレ・お風呂など水回りの改修など

性能を向上させるリフォーム工事とは…	対象項目	耐震改修加算	省エネ加算	バリアフリー化加算
	耐震改修工事 (※耐震性がない場合)	10万円	高効率給湯器設置工事 住宅の断熱化工事 窓の断熱化工事…など	手すり設置工事 床段差解消工事 浴室・便所改修工事…など
	加算額	10万円	3~5万円	1~5万円

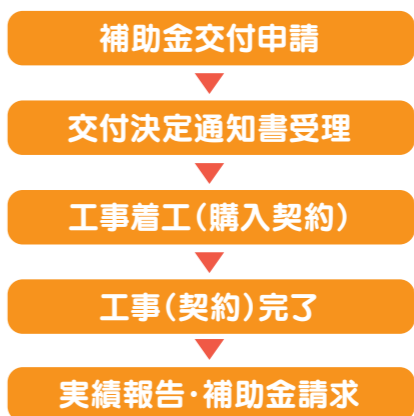
- 注1** 近居とは、親子と子の祖父母が同一小学校区内に住むこと、又は、住宅の敷地の最短直線距離が概ね2km以内に住むこと
- 注2** 中古住宅とは、人の居住の用に供している(供したことがある)住宅、又は、建設工事の完了の日から起算して1年を経過した住宅
- 注3** 空き家とは、過去に居住の用に供し、補助金の交付申請時点で居住者がいない戸建て住宅

- 【次の各号に該当する方は、補助金の対象になりませんので注意してください】**
- 補助金の交付決定の前に住宅の新築やリフォーム工事等の工事着手を行った方
 - 補助金の交付決定の前に住宅の購入や中古住宅の購入、戸建て空き家の購入に係る契約締結を行った方
 - 県税を滞納している方
 - 本事業と同様の国の補助金等を活用した方
※各市町の同様な補助事業を活用する場合、各市町に必ず確認を行ってください。
 - 虚偽の申請その他不正の手段により、補助金の申請を行った方
 - 暴力団又は暴力団員若しくは暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する方

サポートを受けるための諸条件

- B-① 空き家(注3)購入+リフォーム**
- 子育て世帯での居住であること
 - 世帯主の前年の合計所得金額が500万円未満であること
 - 劣化状況などの現況調査が実施された戸建て住宅、又は、購入後に実施する戸建て住宅であること
 - 購入に要する費用が300万円以上の住宅であること
 - 延床面積75㎡以上であること
 - 昭和56年以前の旧耐震基準で建築されたものである場合、耐震性能を有すること(今回の補助事業の中で、耐震改修工事を実施する場合は可能とする)
 - 全体のリフォーム工事に要する費用は、50万円以上であること(リフォームは、戸建て空き家を購入される場合に限り)
 - 平成30年2月28日までに工事を完了できること
- B-② 空き家のオーナーさんが行う賃貸住宅リフォーム**
- 子育て世帯が居住するために、戸建て空き家をリフォームした上で、子育て世帯に賃貸する戸建て空き家の所有者であること
 - 子育て世帯向けに賃貸する戸建て住宅であること
 - 募集開始から6か月間は、子育て世帯に限定して、賃貸する戸建て住宅とすること
 - 延床面積75㎡以上であること
 - 昭和56年以前の旧耐震基準で建築されたものである場合、耐震性能を有すること(今回の補助事業の中で、耐震改修工事を実施する場合は可能とする)
 - 全体のリフォーム工事に要する費用は、50万円以上であること
 - 平成30年2月28日までに工事を完了できること

～補助金申請から交付までの流れ～



- ※応募者多数の場合、抽選になります。抽選の場合、結果は県HP等でお知らせします。
- ※申請内容に変更があった場合は変更申請等が必要になります。
- ※実績報告書の提出は、原則として平成30年2月28日までに行ってください。期限までに実績報告書の提出ができない場合は、補助を受けることができませんので、十分ご注意ください。

住宅金融支援機構による金利優遇措置が受けられる場合があります。

本事業を活用し、子育て世帯による既存住宅や同居・近居のための住宅取得を行うことにより、【フラット35】の金利優遇(一定期間引き下げ)を受けることができます。

金利引下げプラン	金利引下げ期間	金利引下げ幅
【フラット35】子育て支援型	当初5年間	【フラット35】の借入金利から年▲0.25%

※対象となるメニューや要件があります。

